

壱岐市農業委員会定例会（令和6年3月）

議事録

- | | |
|----------|---|
| 1. 開催日時 | 令和6年3月25日（月） 午前9時 |
| 2. 開催場所 | 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室 |
| 3. 出席委員 | ・・・・ 農業委員会長 外 農業委員 17名 |
| 4. 欠席委員 | ・・番・・委員 |
| 5. 事務局職員 | 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・ |
| 6. 議事日程 | 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
第2. 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
議案第15号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について
議案第16号 農地利用最適化推進委員の解団について
議案第17号 農地利用最適化推進委員の解団について |

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和6年3月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を谷島会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、10番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。なお、本日の会議書記には事務局、浦川主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が10件あがっております。受け手は、全て個人ですので、「農

地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の贈与、5件の売買、2件の交換ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

13番 土地の所在

郷ノ浦町大浦触	字浜田	・・・番	地目	田	面積	938m ²
同じく	字軍越	いくさごい ・・・番・	地目	田	面積	1159m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	194m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	149m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	962m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	886m ²
同じく	字御津	・・・番・	地目	田	面積	548m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	232m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	325m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	744m ²
同じく	字札ノ元	・・・番・	地目	畠	面積	168m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	382m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	176m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	1062m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	771m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	907m ²
譲渡人		・・・・・・・				
譲受人		・・・・・・・				

経営地面積は、田が7680m²、畠が4816m²、計12496m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありまするが、経営状況は水稻、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、バックホー、トラクター、タイヤショベル、田植え機、稻刈機を所有されてあります。

農作業歴は本人が50年です。

通作距離については、近いところで10mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、米、飼料、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をどうぞよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号13番は決定します。

続きまして、14番の説明を求めます。

事務局　　1頁をお願いします。

14番　土地の所在

芦辺町深江栄触　字清水　・・・番　　地目　畠　　面積　　1191m²

譲渡人　　・・・・・・・・

譲受人　　・・・・・・・・

経営地面積は、0m²です。

申請理由

譲渡人　島外在住のため、管理ができないので譲受人へ売却する。

譲受人　譲渡人の要望により買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人が3年です。

通作距離については、自宅の前ですので5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人の義父立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

昨年4月1日からの50a以上の下限面積要件も撤廃されたことにより、農地を取得し野菜を作付けされるそうです。何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号14番は決定します。続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

15番 土地の所在

芦辺町諸吉東触	字横田	・・番・	地目	畠	面積	1121m ²
---------	-----	------	----	---	----	--------------------

芦辺町諸吉東触	字我郎	がろう	・・番・	地目	畠	面積	211m ²
---------	-----	-----	------	----	---	----	-------------------

同じく			・・・番・	地目	田	面積	1668m ²
-----	--	--	-------	----	---	----	--------------------

芦辺町諸吉東触	字前横田	・・・番	地目	田	面積	1130m ²
---------	------	------	----	---	----	--------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田2798m²、畠1332m²、計4130m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、耕運機、軽トラックを所有し、田植え機、コンバイン、稻刈機をリースされています。

農作業歴は本人が3年、父が50年、母が40年です。臨時雇用を3人雇っております。

通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けであります。周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に馬場委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

お父さんの農地全てをお子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号15番は決定します。続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

16番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字藤田 ・・・番・ 地目 畑 面積 89m²

芦辺町諸吉東触 字藤田 ・・・番・ 地目 畑 面積 240m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田6363m²、3038m²、計9401m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け耕作する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が0年です。

通作距離については、1m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

本件は、5条により取得した農地の隣地に、昨年4月1日からの50a以上の下限面積要件も撤廃されたことを受け、農地を取得し野菜を作付けするそうです。何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号16番は決定します。続きまして、17番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

17番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触	字高田	・・番	地目	田	面積	640m ²	
同じく		・・番	地目	田	面積	333m ²	
同じく		・・番	地目	田	面積	649m ²	
同じく		・・番・	地目	田	面積	937m ²	
同じく	字濱松崎	はままつざき	・・・番・・	地目	田	面積	608m ²
芦辺町中野郷仲触	字郷谷	・・番・・	地目	田	面積	953m ²	
同じく		・・番・・	地目	田	面積	1085m ²	
同じく中野郷西触	字神田	・・・番・	地目	田	面積	1571m ²	
譲渡人	・・・・・・・・・						
譲受人	・・・・・・・・・						

経営地面積は、田7762m²、畑3535m²、計11297m²です。

申請理由

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラック、モーアを所有されてあります。

農作業歴は本人が20年、父が50年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月21日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り、3月21日に現地確認を致しました。

お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号17番は決定します。続きまして、18番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

18番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字當田 ^{とうだ} 番地 目地 面積 2431m²

譲渡人

譲受人

経営面積は、田が32420m²です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないので売却する。

譲受人 買受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻作付けです。

農機具は、田植機、コンバイン、トラクター、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が19年、妻19年、二男12年、二男の妻が12年です。

通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

只今の事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんが、高齢により管理できなくなつたため、譲受人の・・さんが、買い受けて引き続き耕作していくとの事であります。

何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号18番は決定します。続きまして、19番の説明を求めます。

事務局 4頁をお願いします。

19番 土地の所在

芦辺町住吉山信触 字神坂	・・・番	地目	田	面積	275m ²
同じく	・・・番	地目	田	面積	1012m ²
同じく	・・・番	地目	田	面積	1815m ²
同じく	・・・番	地目	田	面積	390m ²
同じく	・・・番	地目	田	面積	161m ²

同じく	字山信	・・・番・	地目	田	面積	6 2 1 m ²
同じく	字田川	・・・番	地目	田	面積	2 3 0 4 m ²
同じく	字長崎	・・・番・	地目	田	面積	1 7 8 0 m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	5 8 7 m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1 4 8 3 m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1 1 4 0 m ²
同じく	字久保	・・・番・	地目	田	面積	4 5 6 m ²
同じく	字西	・・・番・	地目	田	面積	1 7 5 m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	5 7 7 m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1 8 3 3 m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1 2 7 4 m ²
同じく	字平田	・・・・番・	地目	田	面積	7 0 3 m ²
同じく		・・・・番・	地目	畠	面積	4 8 4 m ²
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	1 1 7 8 m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	4 7 8 m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	1 2 2 4 m ²
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	8 7 9 m ²
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	1 9 7 m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	1 1 3 2 m ²
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	7 5 5 m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	5 8 2 m ²
同じく		・・・・番	地目	田	面積	5 9 6 m ²
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営地面積は、田が23705m²、畠が16405m²、計40110m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、飼料、麦の作付けです。農機具は、トラクター、コンバイン、手引きモア、バインダーを所有されてあります。

農作業歴は本人が12年、臨時雇用が年間60日以上が30年以上3人です。

通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料・麦の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月18日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認

を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　　担当の・・です。事務局の説明の通り、3月18日に現地確認を致しました。

譲渡人は島外在住であり、今回申請した農地については、・・さんが買い受け
て耕作するということでした。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号19番は決定します。
続きまして、20番の説明を求めます。

事務局　　5頁をお願いします。

20番　土地の所在

芦辺町国分当田触　字藤田　　・番　・　地目　田　面積　　180m²

譲渡人　　・・・・・・・・・

譲受人　　・・・・・・・・・

経営地面積は、田が7326m²、畑が988m²、計8314m²です。

申請理由

譲渡人・譲受人　双方の要望により交換する、ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラ、田植機を所有されてあります。

農作業歴は本人が50年、妻50年です。

通作距離については、800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は
ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認
を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

譲受人及び譲渡人がそれぞれ耕作している農地一枚の中に相手方名義の農地が
ありますので、交換するものです。お互い了承済みでありますので何ら問題はな
いかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号20番は決定します。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いします。

21番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 字卯月田 ^{うづきだ} ···· 番 · 地目 田 面積 250m²

譲渡人 ····

譲受人 ····

経営地面積は、田が7330m²、畑が9365m²、計16695m²です。

申請理由

譲渡人・譲受人 双方の要望により交換する。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、ハーベスター、バインダー、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が60年、子供が30年です。

通作距離については、1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

先ほども申し上げましたが、お互い了承済の交換ですので何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号21番は決定します。続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。

22番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触 字干拓 ···· 番 地目 田 面積 2068m²

譲渡人 ····

譲受人 ····

経営地面積は、田が30078m²、畑が17879m²、計47957m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、野菜、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、軽トラック、田植機を所有されてあります。

農作業歴は本人が20年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、WCSや飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、3月19日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、買い受けた後、WCSやイタリアンを耕作するそうです。

何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第12号22番は決定します。

続きまして、議案第13号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第13号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字前妻 めずま ・・・番・ 地目 畑 面積 583m²

転用目的 一般住宅用地

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭になってしまったため、申請地を買い受け自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年12月14日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種

農地と判断しております。

権利の設定内容は、売買です。

位置図、写真、配置図は 9 頁から 11 頁です。令和 5 年 8 月 25 日の農振地域除外外時に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の 8 月の定例の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。昨日・・さんに確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。周辺農地には、影響はないと思いますので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第 13 号 5 番は決定します。

続きまして、6 番の説明を求めます。

事務局 はい、7 頁をお願いします。

6 番 土地の所在

芦辺町中野郷東触 字赤岸 ・・・番・ 地目 畑 面積 445 m²

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいますが、兄所有の農地を譲り受けて自己の居宅を建設したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和 6 年 2 月 14 日に完了しております。

農地の分類は、10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でありますが、例外規定では居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、店舗、事務所、作業場等)となっております。この案件は、重村さんが住宅用地として利用したいということでありますので、例外規定に該当すると判断しております。

位置図、写真、配置図は 12 頁から 14 頁です。令和 5 年 10 月 25 日の農振地域除外外時に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の 10 月の定例の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。

本人に確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。周辺農地には、影響はないと思いますので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号6番は決定します。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

7番 土地の所在

芦辺町箱崎谷江触 字飛石 ・・・番・ 地目 畑 面積 780m²

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいますが、子供の成長伴い手狭になってきたため申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したい申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和3年11月19日に完了致しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。3月19日に・・委員さんと譲受人と立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、令和3年の8月の定例の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。本人に確認したところ、敷地内に排水溝及び合併浄化槽を設置するということで、周辺農地には、影響はないと思います。

皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第13号7番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第14号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)(案)の要請について」と議案第15号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)(案)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第14号と議案第15号は一括して説明させて頂きます。18頁をお願い致します。

議案第14号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手

から農地中間管理機構)(案)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

19頁をご覧ください。令和6年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、18頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が2筆で10, 596m²、更新が8筆で7, 522m²、賃貸借権設定の合計が10筆で18, 118m²で、使用貸借権の10年間の畠の新規が2筆で2, 968m²であります。

続きまして、20頁をお願い致します。議案第15号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)(案)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から借り手)を定めるよう要請することの判断を求めるものです。

21頁の令和6年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありますと、再度20頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第14号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第14号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第15号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることになります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第14号と議案第15号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、議案第16号「農地利用最適化推進委員の解職について」を議題とします。

事務局 はい、22頁をお願いします。

議案16号「農地最適化推進委員の解職について」農地利用最適化推進委員の死亡に伴い、解職について農業委員会に関する法律第21条の規定に基づき審議する必要がある。

皆様、ご存じかとは思いますが、令和6年2月29日に・・・町・・地区担当

推進委員である・・・氏がご逝去されました。

法第21条の「推進委員の解嘱」には、「農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解嘱することができる」とあります。

つきましては、同氏の2月29日付の解嘱について同意を求めるものであります、今回の場合は、死亡なのでやむを得ないと考えております。

今後の委員補充については、次の議案17条も同様の案件ですのでその中で説明します。

議長　　はい、ただいま事務局から説明がありましたが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第16号は決定します。続きまして、議案第17号「農地利用最適化推進委員の解職について」を議題とします。

事務局　　はい、23頁をお願いします。

議案17号「農地利用最適化推進委員の解嘱について」農地利用最適化推進委員の解嘱について、農業委員会に関する法律第21条の規定に基づき審議する必要がある。法第21条は先ほど説明としたとおりです。

本議案は、・・・町・・・地区担当推進委員の・・・委員より、令和6年3月31日付で辞任願が提出されました。

辞任の理由は、持病が重症化し、農地利用最適化推進委員の業務遂行が困難になったためということです。

よって、辞任願に伴う解嘱について、農業委員会の同意を求めるものでございます。

同意をいただいた後のスケジュールですが、「壱岐市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条の推進委員の補充に「農業委員会は、推進委員について、罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない」となっておりますので、任期も2年程残っていますので本規則に基づき、この2地区について欠員補充をしたいと考えております。お手元の資料の「スケジュールについて」をお願いします。本日の定例会において解嘱について同意いただきましたら、明日26日から4月23日にかけて、概ね4週間、市ホームページ掲載による公募を行います。公募期間終了後に4月の定例会に上程し、選任について審議をお願いしたいと思います。そして、承認いただきましたら令和6年5月1日付で委嘱状を交付したいと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、ただいま事務局から説明がありましたが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第17号は決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、先ほどの委員補充と解嘱と委嘱の件について、去年の3月の定例会において皆様市長から委嘱された後に第1号議案で最適化推

進委員の選任という議案で39名の議案をあげたわけですね。3月2日に。同じように辞める時も選任する時も定例会に諮らなければならないと例規に書いてあるので、皆様に諮ることになります。公募とか立候補とか皆さんがなられた時と一緒にその手続きを踏まなければならないということを書いてありますので宜しくお願ひします。

・・委員 委嘱状交付は、5月1日になっていますが、残りの任期は、8年の2月28日までですか。残任期間ということでおろしいですか。

事務局 はい。その後は、また新たにですね、7年の夏頃皆さんと一緒に改選となります。

① 4月の定例会の日程 → 令和6年4月25日(木)午前9時～

② 令和6年4月1日付人事異動について

事務局 3人については、異動はありません。これからも宜しくお願ひします。パートタイム職員の・・さんが3月31日をもって退職となります。退職の挨拶をお願いします。

・・氏 おはようございます。委員さん方も今年度代わられて、顔と名前が一致しない人もおられて大変失礼しました。農業委員会には、10年座っておりました。長く座っておりました。これからも皆様方のご活躍を祈っております。3月で退職いたします。ありがとうございました。【ありがとうございました】

③ 令和5年度利用状況調査等最終結果等について

事務局 令和5年度利用状況調査等最終結果について、調査対象農地ということで田畠計で42, 134筆あります。37, 786, 644m²の農地の調査を行っております。下の段が調査結果となりまして、数字の1から3があつて1が一番軽い荒れ方、2がその次で、3が山になっているというところで載せております。1が2226筆で1, 533, 393m²の1号遊休農地a、2が2, 350筆で1, 695, 927m²の1号遊休農地b、3が153筆で123, 838m²のb分類ということになっております。後は農地とか樹園地、保全管理です。その他は調査ができなかったり、筆界未定地や違反転用により調査から外れた農地となっており分類をそういう分け方にしております。次の非農地通知は、153筆、123, 838m²としております。1月の定例会の時は、160筆で129, 373m²ということで提案しております。発送した後に回答があった分で7筆、5, 535m²を農地に戻ることにしております。次の意向調査は、利用状況調査の1と2のところの荒れている農地について、今後どうするのかという調査、これは、毎年調査しなければならないことになっております。そのなかで1筆が1, 000m²以上のところが対象で出しております。対象が686筆、1, 055, 897m²を対象に発送しております。このなかには貸付があつたりして、貸し借り入っているので農地に戻す形となっております。686筆発送しているのですが、回答欄の①が中間管理機構を希望する、②が自分で借りる人を探すとか売る相手を探す、③が自分で探す、④が耕作できないとか、農地の条件が悪いとかがその他です。宛名不明は、島外者とか発送するが返ってくるもの、届出しているところと違って返ってきたところとなっています。未発送は所有者が死亡してい

る尚且つ相続者がこちらにいなーとかになります。差し引いて未回答者となります。利用状況調査の非農地判断は、発送した後に現場が間違っていたりして、所有者から苦情があり、調査についてはこういうものですと書いており、耕作してたら、回答してくださいと文書に書いてているのですが、そういうふうに言われる方がいらっしゃいました。また、来年度の説明会の時に詳しく説明したいと思います。

次のページをお願いします。昨年の4月に最適化活動の目標を決めるということで定例会の後で説明したと思います。これに対する今年度の実績はどうだったのかということです。最初につけている農水省の局長通知には、目標を設定として農業委員会の目標と活動される推進委員等の地区ごとの目標をたてて、その後に活動して記録をとる、記録がでたのを積み上げていって本日行っている農業委員会で1年の活動に対しての点検と評価をすることになります。この後、次年度の目標まで決めて、ホームページの方で公表をすることになります。

次のページの令和5年度の成果目標及び実績ですが、アの農地の集積は、目標を17.9ha、実績は23.5haでした。これは、集積を貸し借りだけではなくて、担い手に集積するということで貸し借りと所有権移転であり、担い手というのは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想到達者などの国が定める担い手を積み上げるようになっています。今年度の異動や新規で異動があった分が23.5haということになります。次に遊休農地の解消とは緑区分、令和3年度利用状況調査で判明した1号遊休農地のaとなります。それが88.2haあります、これを5年間で解消させるということで、5で割ってその目標が年間17.6haとなりまして、その実績が9.13haとなっております。そして、黄色部分は1号遊休農地b。あれが少し酷くなつたもので、これが158.4haあります、これを今後基盤整備とかを入れて解消していくということで協議し進めていく計画があつたかどうかということになります。ただ今年はなかつたので0となります。

次の新規発生遊休農地の解消ということで、前年度新たに発生した緑区分を全て解消することを目標とするということで、令和4年の利用状況調査で新たに発生した1号遊休農地が62.4haあります農地に戻つた実績が12.4haであります。

新規参入の促進ということで、新規参入者に対する貸付等を行うことの同意を得た農地面積が目標となります。15.2haあります、これは地域計画の意向調査の裏面の一番右のところの新規参入に貸し付けてよいかのところの積み上げとなっています。まだ集計が上がっておりませんが来月の当初ぐらいには集計を出したいと思います。

次に担当区域ごとの目標の設定ということで、アの集積は委員一人あたり30a、遊休農地の解消も30a、新規参入の貸付の促進ということで26a目標を立てております。結果につきましては令和5年度最適化活動実績、委員ごとの地区の農地面積、集積面積、令和4年度の集積から5年度の計画ということで出しております。減になっているものは、貸し借りが入つて耕作者の条件が悪

いとか、作らなくなったりとか、島外の所有者と連絡がつかず貸し借りが、更新出来なかつたとかいうのがあつたり、認定農業者を辞めたり、担い手から外れたとかいうのでマイナスになつていきますが、プラスのところは、新規で認定農業者等が借りられたとかいうことで増えております。例えば・・委員のところは、令和5年度の実績、集積面積が増えていきます。ここは、法人が新たに農地を借りたり、地域計画の中で集積するということで、5年中に貸し借りの契約が結ばれた分であります。遊休農地の解消も同じように令和3年度から5年度の解消面積を載せております。次の遊休農地には、調査表の1と2の合計となつています。1のところ令和4年が130.52haあります、令和5年の実績が153.3haということで22.78ha遊休農地が増えてることになります。同じく2のところ令和4年が158.26ha、令和5年が169.61haで11.35haの増であります。5年の実績で解消しているが、荒れていく農地が多いのが現状となっております。ここは、山間部にある狭い農地とか、一反未満の農地とか、機械が入らないところとか、そこまでの農地が荒れています。仕方なく耕作を止めているところが多くなっています。新規参入については、集計ができていないので、後日ということで。次に活動日数は、月10日でお願いをしていました。平均値は、年間の分を出しております。この実績で活動記録簿の追加報酬の方を28日か29日に振り込むように伝票処理をしております。振込明細は送付させていただきます。

次に令和6年度の成果目標は、基本的には令和5年度の目標と一緒にです。変わったところがbの新規発生遊休農地の解消が62.4haが、令和5年度に新たに発生した面積が56.9haとなったので、解消を進めていきたいと考えております。各担当の区域ごとの目標設定につきましては、昨年と同じ数字で設定させていただいております。

次に活動目標について、日々の活動になりますが、これも昨年と一緒に10日以上ということになります。農地の見守り活動について通勤や農作業で通つた折に10分でも30分でも構わないのでご記入願います。戸別訪問につきましては、農地集積の推進、貸し借りの相談とか、荒れているところでしたら遊休農地の解消、今後どうしたらいいのかというところでご協力いただいたらと思います。また、現地活動とかで相談や困ったことがあつたら、事務局に連絡していただければ、これらも活動になりますので毎日継続的につけていただき、月10日になるよう活動していただいたらと思います。また強化月間とか細かいところは、また計画していきたいと思います。概略としては、昨年同様活動は10日という形ですすめたいと思います。活動記録簿ですが、冊子は昨年と同様のものを使っていただきたい、紙の方を3ヶ月分、4月から6月分を入れております。記入例が入っておりますが、昨年同様でパトロールした時や他の委員さんと相談や話をした時の記入とか、戸別訪問で農家と話をしたとか今後の意向とか載せております。記入例の二枚目、最適化活動に該当しないところ、今日の定例会とか、議案の現場を見に行ったとか、定例会に出席したとかは1-1と言って法的な活動になる農業委員としての法的な活動になるので、報酬の対象にはならない。同じく年金

の加入推進、農業新聞の購読の推進は最適化活動に該当しないところです。これだけ書かれたら対象にならない。最適化推進委員には多いが、地区の保全組織に入っていて、保全活動をした場合これは構成員としての話になります。その中で農業委員として遊休農地解消の話とか農地転用とか所有者不明、相続の話をした場合は、その時間は最適化活動となります。農業委員最適化推進委員として、活動をしたということであればですね。時間が20分、30分となると思いますが。最適化の活動をしていると思うが同じ日に5件回ったとか書いてありますが、これのカウント1日にしかならない。同じ日に回ったかもしれません、5日間連続で回ったとか、1件ずつ回ったとかという書き方をしてもらえばいいと思います。1年やっていただいて気になったところが以上であります。定例会に来て、もらった時に事務所によって話したとかもいいし、そこで書いてもらえばいいと思います。農業委員さんには今回説明しますが、6年度の計画を立てて、同じように最適化推進委員にも4月の10日前後に2か所、郷ノ浦、勝本、芦辺、石田セットで実績と翌年度の計画と活動記録簿の配付と6年度も最初から説明していく有効に活動していかなければと思います。今日農業委員さんには、説明したからいいですかね。最適化活動の話し合いというのは、4月の定例会の時にしたいと思いますので。

豊永委員 活動記録簿に定例会を書くようになっているのですね。

事務局 書くでもいいし、書かないのでもいいですよ。皆さん書いてこられるので増やしたところです。前までは、入れてなかったと思います。定例会行く途中で見回りしたとかという書き方でいいです。後、新聞の購読とか年金がありますが、年金は専用の活動記録簿を出してもらいますが、これに書いてもらってもらったら2回と書いてもらわなくていいですよ。また、6月、7月に年金と新聞の推進計画など新年度が始まってから皆様にお願いするわけになるのですけど、その報告を別で書いてもらうよりは、活動記録簿のなかでかいてもらう方がいいと思います。

・・委員 年金のリストをいただきましたが、年金の大しさとか農業委員になって初めて、分かったので、知って活動していくって広がっていくと思います。また農業新聞の中にも年金のことが載っておりますが、実際、農業者年金の理解をしてなかつたことが現実なんですよ。他の人に進めるということも大事なことですね。新聞購読も活動記録簿の中に入れて、相手に理解してもらって購読してもらうことも大事だと思います。なってみて初めて分かる部分もあるし、相手に進めるなら理解していただいて、対応していただくことが大事と思っております。

事務局 年金と新聞については、来月、県の方で壱岐市の目標数値が、会長・事務局長会議で決まるのですよ。壱岐市で年金何人、購読何部とかが決まってから推進の勧誘方法の説明をしたいと思います。また定例会で皆様に提案します。

議長 他に皆様方から何かありませんか。

・・委員 農地に住宅を建てる場合、地形によっては隅っこに農地が残る場合があります。農地として残さないといけないのでですか。現場まわっていたらよくあります。

議長 完全に500m²ということで、分けられないところもあります。

・・委員 　トラクターも入らないし、建てた人が野菜を植えるかするしかない。

事務局 　今の案件ですが、だいたい農振に入っているところが多く、これが通らないと許可がおりないわけですよ。やり方としては、農地法で最大500m²以内というのがあるのですが、農地の地形よりきりなんです。例えば横が高い土地とか、下が低いとかした場合は、2から3m引いて宅地の計算をします。法面を引いてからやるのですが。それをやってもいくらか残ります。農地以外にはできないので、残ったところの農地を買って野菜を作るとか。借りるか所有者を移転するか、家の横ですから1枚なら申請上は宅地で農地法の申請をした後に分筆してからということになる。法改正があったから、5反なくとも所有権移転ができるので割と今年は、こういうのが多くなっています。家建てた残りを。3条で取得して、耕作はしなければならない。ちゃんと作るか、機械を持っているか、現地確認をしているわけです。

議長 　確かに、例えば2反あるうちに500m²が宅地になるのであれば分かるのですが、残った面積が一畝の場合の取り扱いは、今でしたら0で買えるわけですからそれしかないと思います。

事務局 　それかそこを止めて違うところでやるか。500m²超えたたら理由を求められるので。

議長 　法面入れたら7畝になるが有効面積は、5畝になるケースもあるが、残ったらどうしようもない。

事務局 　今日の5条の寺田さん、登記面積が780m²、住宅が500m²、残りの280m²が法若しくは進入路として承認をもらうことになります。

・・委員 　畠地化で田がもしできなくなったら、益々荒れてくる。転作金もなければ。増しては畜産農家も減っているので。

議長 　これは、農林省が考えた転作奨励金を減らすための一部でしょう。将来的には、単価も落としてくるでしょうね。

事務局 　細目書の地番の突合をしているが、その元の用紙は、地域計画の意向調査の様式を使っております。地域計画は一筆、一筆誰が作っているのか把握して10年後どうするのかを出さなければならない。細目書も地番があつてないので、合わせる必要がある。細目書に登記とあつて、あつてない○、×を入れたかったが、様式が決まっているので無理でしたので、農林課担当と話して私が作りました。皆さんに回っていただいて、また、出すのかと言われる方がいるとは思いますが、あれは、そもそも細目書の地番があつてないので、それを合わせるためのツールなのですよ。あれも国費なのでそもそも地番があつてないということは、おかしい話であります。多分今出たら遡って返還となると思うのですよ。今のうちしてた方が良いという事で作ったわけです。これは本人にしかわからないので。同じような調査でありつつ、細目書の地番がわからぬので出てきたわけです。そこは、二重なるかもしれませんがそういう話をしていただけたらと思います。

議長 　他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。